

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第

卷六十三第

行發日一月一年八和昭

## 新年特別號

- |                                              |             |
|----------------------------------------------|-------------|
| インフレーションの財政策                                 | 法學博士 神戸 正雄  |
| 人口に關する小論                                     | 文學博士 高田 保馬  |
| <small>社會的に妥當なる農業經營規模に關する</small> ベルンハルデイの見解 | 經濟學士 八木芳之助  |
| 操短と生産費                                       | 經濟學士 大塚 一朗  |
| 資本論と一般均衡論                                    | 經濟學士 柴田 敬   |
| 中央銀行役制の發展に就いて                                | 經濟學士 松岡 孝兒  |
| 預金通貨の貨幣的性質に就いて                               | 經濟學士 中谷 實   |
| ケトラー直後の英佛統計學                                 | 法學博士 財部 靜治  |
| 土佐の育子策について                                   | 經濟學博士 本庄榮治郎 |
| 爲替心理説の批判                                     | 經濟學博士 谷口 吉彦 |
| 宇和島藩の蠟專賣                                     | 經濟學士 堀江 保藏  |
| 琉球農村共同體 <small>と我國民理想としての</small> 『國民共同體』    | 經濟學博士 石川 興二 |
| 地方財政の改革                                      | 經濟學博士 汐見 三郎 |
| 漁業組合論                                        | 經濟學士 蜷川 虎三  |
| 二ツのインフレーション                                  | 經濟學博士 小島昌太郎 |

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 土佐の育子策について

本庄 榮 治 郎

土佐に於て間引の行はれたこと並にその對策として育子令の發せられたことは、私が既に本誌に於て述べた所であるが、其後入手し得た史料によつて若干それを補足すると共に、維新後の政策について聊か述ぶることとしたい。

## 一、維新前の育子策

寶曆九年閏七月に間引制止の令が發せられたことは既に前稿に述べた所であるが、八月廿九日には『二子三子産候者有之候は、上下不限、其趣月行司申出、月行司より御目附え申達候様』との口達があり、之に對して和漢における二子三子の事跡を上申し、更に養育料下附についても調査せしめられたものの如くである。即ち「谷眞潮上書」に曰く

『三子之義御尋に付奉申上口上覺

二子三子産候者有之時、御扶助被遺儀如何可被仰付哉、外々之近例等相考、當今之時勢に相應の處置相考候様に被仰付候。仍而相考候處、指當り外々之近例都て承傳不申候。尤江戸表には當時三子に扶持被遺候御政令有之由に候へ共、是以員數等の委細は不奉存候。(中略當時御國にては二子三子は各別、壹人宛生候者さへ養に乏して殺棄申様之義に候間二子三子之者には扶助の筋不被仰付候ては生育可仕道無御座義勿論に候歟。然はあなち祥瑞と申にもよらず、又他之例を見合申事にて無之、指當り養育相成候程之あてがひ被遺候義當然と奉存候。仍て相考候に三子に三人扶持二子に二人扶持或は一人扶持

1) 參照「就て育子令に於ける土佐藩に於ける」  
2) 卷一號所載「土佐藩に於ける育子令に就て」  
3) 卷一號所載「土佐藩に於ける育子令に就て」

計にて、拾五歳迄被遣可然歟と奉存候。農工商の者拾五歳に相成候ては相應之生業一己の口を食申事は相成候間、是の年迄の扶助にて宜候半歟。諸奉公人には作配又違申事歟と奉存候。尤御用人以下之面々は是以十五歳以上に相成候へは相應にかせぎの道も可有之候歟、只五人扶持拾石前後にて士列に備候者は、只今の通にては二子三子にかぎらず出生之者を皆々擧養ひ候事難相成義顯然に候間、變通の道無之候ては難成事と奉存候。此段の儀におゐては別に處置之愚考御座候得共、此には相記難く候間、待他日言上可仕候。先は大身成面々は各別、小身之面々は二子三子生候はゞ御心持御益可被遣義當然かと奉存候』(下略)

九月 日 (寶曆九年)

と。越へて寛政十年三月二十三日の口述には<sup>4)</sup>

『二子三子産之者有之候はゞ届出候様、前方御先代様思召を以被仰出候處、右届方近年被差止候。然に此度太守様思召を以御先代思召の通、右等の者有之候はゞ上下に不寄其赴申出候様被仰出候條、早速大御頭へ申出、尤支配頭より御目付方へ可被申出候』云々

とあるから、二子三子出産届出の一時中絶されてゐたものが、寛政十年に至つて復活されたことが明かである。而して『皆山集』卷二十には『二子三子へ御扶持を給ふ事實寶曆十年庚辰始る。安永元年壬辰是をやめらる寛政十年戊午三月よりまた始る』とあるから、二子三子出産の者へ扶持米の與へられてゐたこと、并にそれが一時中絶して寛政十年に復舊されたことが明白であり、右の届出の中絶も多分安永元年頃よりのことであつたであらう。扶持米の高については何等記せる處がないから明かでないが、之を支給したことだけは右の皆山集の記事によつて之を認めることが出来る。而して寛政十年以後何時まで續いたものかといふことも遺憾ながら之を明かにし得ない。私に前稿に示せし處のものは、教諭令が主であつて育子米金施與については全然史料を缺いて居た

4) 中老月番記録卷百四

から、土佐藩に於ては物質的援助の方法を探らなかつたものかとも考へた次第であるが、右の皆山集の記事によつて、土佐藩に於てもやはり物質的救助の方法を探つたことを知り得るに至つたのである。それが一時的であつたか、亘久的であつたか、亦その内容の詳細は、猶不明であるにしても。

更に各地の事例について見るに、民間篤志の者が、この弊風改善に盡力したことが少くない。

土佐に於てもその例があつたことと思ふ。その一例としては僧智隆を擧ぐる事が出来る。智隆は土佐國高岡郡仁井田村の人で、須崎村發生寺の住職であつた。間引の弊風を矯正せんとし富者に對しては之を諭し、貧者に對しては金穀を施與し、或は乳母をして扶養せしめ、數年にして救養するところの者三十餘人に及んだ。文久二年同郷多ノ郷觀音寺に移つたが、其去るに臨んで須崎の邑民等は父母に別るるの思をなし道路に相哭するに至つたと傳へられてゐる。<sup>5)</sup>

## 二、養院・修成社・共立義社

明治の初、藩知事山内豊範は間引の惡習絶えず、而も一片の布告のみにては到底効果なきことを認め、赤子養育の物質的手段を講ぜんとしたが、維新勿々の際、政府の費用も多端であるから、知事の家祿、士民特志者の寄附其他の雜收入によつて「養院」を創設することとした。二年十一月の知事の布告は<sup>6)</sup>このことを述べたものであるが、これに基いて献金をなす者多くその總額は十七

5) 民政史稿、文教訓化篇、下405頁  
6) 本誌第三四卷一號265頁にその全文を載す

萬兩に達したといふ。<sup>7)</sup>

(註) 右の養院設立については次の如きことが傳へられて居る。即ち曰く『右養院の創設たるは藩主豊範公御先代養徳院棟仁慈の遺志を繼承せられたるは勿論なりと雖、之が動機は當時藩の執政たりし後藤象次郎板垣退助二伯が、早く既に廢藩置縣を豫想し、置縣の上は高知縣の行政は他國人の手に委せざるべからざれば、彼の忌むべき壓兒墮胎の惡習を矯正せずして、之を他國人の手に委するが如きは、土佐國人の恥辱にして如何にも忍ぶべからざる事なるが故に、廢藩置縣に先んじ之が矯正を計らざる可らずと云ふに在り。此趣旨を以て藩主に建言し藩主の嘉納する處となり、茲に前記の布告を發し養院創立の事に着手せりといふ』と

明治二年一月十九日民政司より左の布告があり出生兒の原因如何を問はず養院に入らしむる旨を明かにした。

『生子壓殺嚴禁に付、處女姦にて出生の兒取扱疑惑之者も可有之義、假令不義之仕業といへども生子に於て惡業に陥らしむべからざるは勿論なり。姦夫姦婦相當の罰を受るの上、其兒は奸夫に責付して養育せしむる事、律の表に存す。若困難の者ならば今後養院に入れ養育せしむる事は常人同斷たるべし復疑はん。

但、人妻婦婦其姦孕に耻て壓死の惡業に陥らしむべからず、此事地下役共最も注意すべし、若惡業に陥らば姦罪は輕し壓殺大惡業の重罪を得ると知べし。』

かくて縣を中心とする養院が出来たが、この外、民間有志者の間にも殺兒の惡習を矯正せんとする團體があつた如くに考へられるが、それは明治三年春刊行の左記の文書によつて明かである。<sup>10)</sup>

『天地の間に生とし生けるもの孰れか子を愛まざるべき、況や人と生れたるもの己が生兒を愛まざるものあらじ、然はあれど、世の風習に染まりてはあらぬ方に癖みもて行ものなるを、中にも最淺ましきは、孕兒を胎中にて毒殺し、又は産出る孩兒を壓殺すを、正しき親の身にて恬然思ひたらぬはいかにも夷狄禽獸にも劣りし事ならずや。吾儕此陋習を慨歎こと有年矣。此度此弊を除き去むと深く心を苦むるの餘り、懸卷も惶き此五柱の大御神達の御靈を招禱し諸同志と祈誓ひて自今以後産兒の

あり名氏銀穀氏名あり  
10頁  
銀史  
穀史  
氏名  
あり

7) 高知山  
8) 高知山  
9) 高知山  
10) 高知山

八十繼々彌榮に榮え行むことを世の諸人に廣く篤く勧めまほしく、一の會社を結びつるになむ。抑吾が土佐の御國の人口毎歲毎月に生榮え行て近年比は殆五万口に及びたりとか、今此會社の力もていよゝますく殖廣がり幾千万の數と成なは眞に天益人と稱つべし恐惶みも此廣前に祈誓になむ。

修成社 敬白

(次に禱詞を載す)

右の修成社なるものは事實如何なる組織で如何なる活動をなしたものであるか、また何時迄永續したものであるか明かでないが、右の文書に據る限りでは、有志者の團體として赤子の養育すべきことを諭し、神に祈誓することによつてその効果を大にせんとしたものの如く、物質的救済の方法にまでは到らなかつたものかと考へられる。

また縣に於ては、三年一月廿八日に民政司より左記の揭示をなし、生子壓殺を禁絶せんため、徳川時代に於ける常套手段たる密告政策を採らんとしたものの如くである。

『一、生子死體腰より下

右者此月廿七日朝五ツ半時頃山田野地町北往還端に大喰へ來り見當候者有之届出候、然に生子養育の儀は此度厚御趣意被仰出委細御布告に相成候處、万々一致壓死右等之事件有之候ては實に不安、此上嚴敷御穿鑿被遂候得共、其中右仕業私に存知の者、官所に訴出候得ば即座に金貳百兩御褒美被下等に候事』

養院は貧民の其子を養育する能はざる者を賑恤し、其事業將に緒に就かんとした際、廢藩置縣の大變革に遭遇し、先きの計畫は茲に一變して専ら殖産興業の事に使用せんとし、社を共立義社と稱し、資金を授産金となすに至つた。<sup>12)</sup>之は明治初年に於て我國一般に産業振興の思想勃然として起りしたためでもあり、また殺兒の弊習は要するに貧困にして生計の途無きためであるから、産

11) 民政日誌  
12) 高知慈善協會沿革史 11頁

業を興し各人業に就くことを得ば、かかる悪習は自ら止むに至るべしと考へられたるによるであらう。かくて養院もその事業に就かずして終るに至つたものである。

### 三、誣々社

以上の如くにして育子事業は一時中絶の姿となつたが、其後坂本則敏氏がある動機によつて育兒事業に先鞭を着くるに至つた。即ち、同氏の住地土佐郡一宮村に一人の妊婦があり、分娩するも養育する能はざる旨を探聞し、同氏は親しく之を諭し、將來滿三年間一日に玄米五合を與ふることを約し、之を養育せしめたが、其後また同一事情の者があり、或は妊婦より進んで救済を請ふものもあり、かくて數名の嬰兒を救育したが、獨自の財力にては到底廣く救育の事業を達成し難きを思ひ、同志を勧誘して誣々社を樹つるに至つたといふ<sup>13)</sup>。

明治八年発行の高知新聞第五十號<sup>14)</sup>には、坂本則敏、則美の兄弟が明治六年に同志數名と誣々社を結び、坂本則敏、淡中新作等自費を以て四兒を養育した旨が記されてゐる。然し其當初に於ては誣々社の事業につき、一時出産の時を救ふのみであつて後日父母をして養はしめんとする術策であるとか、異人に與へて啖はしむためなりとか、支那へ戦に往かしむるためなりとか言ひ傳へ、從て子を出すときは父母は子を殺すの罪に當るとか、子は其社に大恩あることを知るも親を怨むこと仇敵の如くであるから寧ろ養育せざるに如かずとかの浮説妄言を生じ、事業の經營が甚

13) 同上、11-12頁

14) 皆山集、卷七十六

だ困難であつたから、ここに救育兒規則を制定して愚人の疑惑を解いたといふ。この救育兒規則は七年九月に發せられてゐるものであるから、誑々社の創立がそれ以前であることは明かである。従つて前掲坂本則敏氏の行爲を以て高知慈善協會沿革史に『明治七八年の交』となせるは必ずしも精確ではない。また誑々社の創立は果して高知新聞所掲の如く明治六年であるか、或は六年何月であるかも明らかでない。

右の救育兒規則なるものは次の如くであり、之によつて大體誑々社の目的や事業を知り得るか  
ら之を左に掲げる。

『一、昔よりの風俗にて子を擧ぬといふ事あり、誠に氣の毒至極の事なり、夫ゆゑ社中相互に力をつくし其子をもらい受て是を救ふべし。素より私の申合陸徳の世話振に付、決して押付々間敷諭し方等致すべからず、若万一政府よりの命令と申様に間違ひ候ては相ならざる事、夫のみならず子を擧かぬ杯と申様の事柄表立、政府へ相聞へ候ては人を罰におとす様に成行、大に社中の本意に相違候に付、社中相互に此心得第一たるべき事

一、此世話振においては聊も人の迷惑にならざる様に陰徳の志をほどこし候を本意といたし候事に付、其親の貧富と其擧かぬ子細とを問うべからず、若又其親名をあらはすを恥るものあらば、拾兒の名目をもつて是を取扱ひ其命に損害なき様に世話いたすべき事

一、社中相互に力を盡し成丈費を少して實功を多くせん事を肝要となすべき事

一、既に出生して育ひ擧たる兒を社中へ托み救助を受ん事を願うものありとも一切相斷る筈、然れども極困又は止むことを得ざる子細ある時は社中相互に詮議の上、其生命を損害ぬ様の世話をなす事もあるべき事

一、育兒十五歳より後はかならず社中の救助を離れ別戸獨立せしむべし、依て十五歳より内各其兒の性質を見込夫々活業（大工鍛冶樽屋其外諸業女は裁縫の類）の修行致さしめ、且十五歳より後は必別戸獨立せしむべきをもつて其迄の内遊事を過し、徒らに年月を送らず、社中の指圖にしたがい活業修行方出精いたすべき旨懇に相諭申すべき事

但、十五歳より別戸獨立せしむる事は追て社中相互詮議の上十七歳より別戸獨立致させ候事も有べし、其外別戸獨立致させ候時の規則は一切追て其細目を詮議すべし

一、育兒十五歳より内養子等にいたし度望み出るものあらば社中詮議の上是を許すべき事

一、育兒は悉く兄弟の義を結ばしめ吉凶の事故又病氣などある時は睦じく助合、殊に兄弟の分を正しく、平日の着坐詞遣に至る迄兄を敬ひ弟を愛するの道を明かにせしむべき事

一、育兒養を其親に受けず社中の教育によつて成長するを以て、社中に第一の<sup>たの</sup>大恩ありとし、親をば却て他人のごとく心得違いたし候もの有之も計るべからず、是素より社中の救助によつて成長するものなれば、社中の恩も又大なりといへども親子の大義に至ては極々重大の倫理たる事は申に及ばず、殊に社中の此世話振を皆人に人たるの道を保たしむるを以て本意といたす事にて、子として親を輕しむる様に成行候ては大に社中の本意に相違候に付、親をば大切に存じ右等の心得違毛頭無之様時々懇に相さとし可申事

一、穩婆祝儀は其土地の並にしたがひ、出産の難と易とを考へ、相應輕少にならざる様相仕向る筈、尤多しといへども金一圓に過べからざる事

一、育兒病氣豫防のため醫師に依頼み、毎月診察相受べし、既に高知近邊は楠正興(楠正興は町權造夏今迄手筋に住居)に依頼み、西野地より比江國分植田近邊は久禮田村住居竹内紀幹に依頼み、弘岡より森山近邊は西分村住居秋澤貞實に依頼む。其外も又社中相互詮議の上性質深切にして療治に達し而かも社中と同意の醫師を撰み是に相依頼むべき事

一、兒を乳母へあづけ置事先十八ヶ月を限りと定むべし、尤十八ヶ月より内たりとも乳汁不足するか又は不世話にて兒のため宜しからぬ見込有之時は早速他の乳母へ預け替いたすべき旨又醫師へ毎月連行事に至る迄後日積り違無之様最初より乳母へ一々承知いたさせ置べき事

但、本文乳母へ預け置事十八ヶ月と相定候へども其時の詮議によつて又二三年も預け置事もあるべし。然れども乳母へは先以て本文の通承知いたさせ置べき筈

一、預け賃は一ヶ月米三斗と定め尿巾着物等は其係りの周旋人より是を仕向る筈、尤尿巾は兒一人に付大尿巾十枚小尿巾十枚都合二十枚を仕向る定なり、しかれど其時の便利に隨ひ或は乳母より望によつては尿巾料金六十錢にて右定の尿巾引受させる事は勝手たるべき事

一、乞受たる兒を賃立にて其親へ預け置事は一切是を禁ずべし、若又時として乳母なく、止むことを得ざる時は姑く預け置候とも日數二十日より内必他の乳母へ預け替いたすべき事

但、無賃にて寸志に世話いたし度望出る時に其望に任すべき事

一、兒育に係る諸入用金は遺拂明細書をもつて社中金穀係より引取べき事

一、育兒病氣の節は其最寄の社中へ早速報知致すべき様兼て乳母へ申聞置、其報知有之時は速に醫師を招き粗念なく養生致させ候様周旋致すべき事

一、育兒万一病死の節は取あへず直人をもつて社中議事係當番へ確報致すべし、又乞受或は出生等の時にも必使或は書状をもつて親の姓名を記し同様報知致すべき事

一、育兒病死の節は別冊の葬祭規則に隨ひ夫々其首尾を遂げ決して輕々數取扱致すべからざる事

一、兼て定め置候規則の外思ひがけなき事件出來候時は社中議事係當番へ示談の上是を取扱べき事

一、誰にても同意の人あらば是迄の取扱振委しく談じ解き、互に力を合せ一人にても人の命を助け、共に陰徳を積み候様いたし度、又社中に加はり異なる人あらば社中名前帳へ書記し、別して親疎なく相交るべき事

右規則之細目は追而相定べし且本條之定則と雖若不便之條件あらば社中之共議を盡し大同小異之改議をなすべし

明治七年九月

社中議事係	土佐郡第八區蓮池町住居士族	藤崎尙綱
右同	同郡第五區農人町住居同	小倉正之
右同	同郡第七區同町住居同	眞邊忠篤
右同	同郡第二區一宮村住居同	淡中新作
右同	同郡同區同村住居同	島田和信
右同	同郡同區同村住居同	山本宗智
右同	同郡同區同村住居同	尾崎方正
右同	同郡同區同村住居同	坂本則美

誂々社に於ては、別に育子資金を有するわけではなく、社員の寄附によつて事業を經營した如

くであるが、僅々二三十名の寄附金を以て無数の貧兒を救育せんことは、到底不可能である。然るに幸ひにも舊藩公の餘澤に係る養院金が殘存してゐるから、之を受けんと欲し、養院献金者の主なる者を勧誘し「育院金の儀に付歎願の事」を縣廳に提出し、漸く當時所謂授産金の中より若干の救育費の下附を受くること<sup>15)</sup>が出来た。而して前掲高知新聞の記事によれば、開社より本月十三日(明治八年の同新聞第五十號發行の月)までに救育兒は三百五十六名に上り、社員も百廿餘名を算へたといふ。然し高知慈善協會沿革史にいふ所によれば、授産金によつて救育した嬰兒は總數約二十名であり、間もなく授産係の都合により右下渡金を停止せられ、己むを得ず救育を中止したといふ。<sup>16)</sup>

#### 四、高知育兒會

かくて誂々社は其事業を中止したが、其社は猶之を存續し、育兒事業の再興を期したが、十二年の頃、本願寺高知別院の開設に際し附屬育兒會なるものが設けられ、誂々社の中山秀雄、坂本兄弟も之に關係を持つこととなり、高知縣より五萬圓の貸下を受け、十六年四月開會式を舉行したが、十二月に至つて貸下命令の取消を出願して、解散するに至つた。茲に於て同志は直に高知育兒會を組織し中山氏を會頭とし坂本則敏氏を幹事とし、十七年五月、縣廳より三萬圓の貸下許可を受け、其事業漸く緒に就くに至つた。其後事業は次第に發展し、四十一年には高知育兒院を併せ、四十二年八月には土佐慈善協會と合同し、會名を高知慈善協會と改め今日に及んでゐる

15) 高知慈善協會沿革史 12頁

16) 同上、13頁

が、其間の變遷は「高知慈善協會沿革史」に明かであるから今之を説かない。

明治二十四年四月改正の高知育兒會規約第一條には『本會は墮胎壓殺の弊風を洗除するを以て目的とす』とあり、其第二條には育兒會の事業として、一育兒、二產婆養成、三棄兒養育補助の三を擧げてゐる。之によるも當初育兒會の目的が、間引の矯正と生兒の養育にあつたことは明らかである。四十一年に事業改革が行はれたが、其當時の改正定款第一條には『本會は貧困なる兒童の救育を主とし傍ら諸般の慈善事業を經營するを目的とす』とあり、高知慈善協會となるに及んで、貧困兒童の教育、不良少年の感化、免囚保護、其他諸般の慈善救濟事業を行ふこととなり、其事業が著しく變化するに至つたことはいふ迄もなく、人口政策としての存在は之を見るを得ざるに至つた。然しながら徳川時代より引つゞき明治の前半に及ぶまで、間引矯正のために救育の方法が採られたことは注意すべきことであらう。

## 五、餘 論

土佐における間引の慣習が、徳川時代から明治へかけて行はれてゐたことは右によつて明かであるが、「民間惡習情實」と題するものには、その慣習を仔細に記して居る。参考のために之を掲ぐ。

『一、兒を育すること二男一女より多きは無用なりと云て擧ぐ。故に女ならば擧ぐ、或は男ならば擧ぐと云て穩婆に囑託する(むか)

ものあり、(女子を擧ざるは男子を擧ざるより猶多し)

一、兒多きに過れば父母並他兒の衣食足らずと云て擧ず是れ其通情なり。他人も亦多子にして貧なる者を見ては之を謗議し己れが分をも願みず徒らに數兒を擧て他日の困却をも知らざる不覺悟者と嗤笑する者あり。

一、産業あるもの子を擧れば、たとひ季末の子たりとも必世俗に隨ひ祝節に及んで相應の宴を設け、客を饗せされば吝嗇の名を得、世人に輕賤せられんことを恐れ、其入費に勝へざるを以て擧ることを得ざるものあり。

一、老て兒を産するを耻て擧ず、或は既に新婦ヨメあつて後、兒を擧れば新婦へ意外の煩勞を掛ると云て擧ざる者あり。或は老て兒を擧れば乳養に苦むのみにして安居自適の期なしと云て擧ざる者あり。

一、初め子なく養子を取りて後適々受孕すれども、其兒を擧ること養子に對して不都合なりと云て擧ざる者あり。或は既に受胎せる妻を去り、其兒を擧れば更に後の妻を取るに妨げありと云て擧ざる者あり。或は接脚夫イリヨウとなり多く子を擧れば先夫の父母や先夫の子に對して不都合ありと云て擧ざる者あり。

一、二男三男等多くあつて財産を分與すれば孰れも微力となり、殊に長子の不幸となると云ひて擧ざる者あり。

一、丙午年に生るる子は長子及び父母を傷害すと云ひ、丑の年に生るる子は長子とならんことを欲して兄弟を傷害すと云ひ、厄年の子は父母に利あらずと云の說に惑ひて擧ざるものあり。(又受孕月に非ずして受孕せる子、及び父母の年を計算して胎兒の男女を占ひ、合はざる者は擧ると雖必成長するを得ずと云等の說ありと云)

一、流産せんことを欲して墮胎薬を買ひ、之を服するものあり、又自ら墮胎術を行ふものあり。(下略)

一、醫師に就て墮胎薬を需むるものあり。

一、醫師人の需めに應じて墮胎薬を調し、逆術を施す者あり、又是が爲に母體も共に傷亡せしめしことあり。(或は言ふ墮胎薬を賣れば利を得ること常の薬に倍蓰することありと)

一、壓死せんとすることを聞き、其兒を乞受け養育せんと欲するに、彼れ自ら擧育すと云て我が請を辭し、他日其兒を問へば、素より望む所の男子或は女子なりしに不幸胎死にして憫惜に堪へずなどと答るあり。其實既に逆事を行ひ遁言飾辭を以て其跡を掩はんとする者に似たり。

一、穩婆もし囑託を受け彼の術を行ふ時は謝金大抵一圓以上二圓或は三圓を食取すると云ふ。

一、貧困家穩婆に與る謝金なきもの父母自ら其術を行ひ、或は全く貧困ならずと雖自ら之を行ふもの亦少からず。(農家の婦

懷妊せるものあり、一日隣婦往て之を見れば、カセクルマ 瀟車を廻轉して未だ徹せざるの景況あり、傍に纏に糊して之を揉按するが如きの状をなせり、(中略)問て曰、阿嫂今日何をか爲せる。答て曰、即今安産せり、其兒を問へば、なしと答へ、目請て曰、屋後に鋤あり、我が爲に取り來れ、今夫往て田に在り、其歸らざるに及んで速に之を收埋せずして血穢を夫に觸れしむれば耕業に妨ありと、隣人は是れに従ふ。遂に自ら鋤を執り屋下を穿て是を埋し者ありと)

一、穩婆壓死の謝金を貪取するを以て、其際に乘じ密に薄謝を取て専ら壓死のみを行ふナイシヨウバ 隠業穩婆ありと云ふ。

一、縣下の民情を察するに、各々其土地に隨て同一ならずと雖、是を要するに高知四坊の民は最も狡猾にして惡習殊に甚しく、政府の法令をも亦敬ひ重んぜざるの情勢あり、近邑は之に次ぐ。廻村邊地は撲陋にして稍々制し易し。

一、人民上を奉ずることを急にせず、戸籍の出入時々之を戸長に告る事をなさざるを以て出生の兒、月を踰へ或は年を踰れども、猶未戸籍の編載に入らざるものあり、出生の兒すら猶此の如し、況や胎死の兒をや。

一、年已に四五十歳に及び己れ既に三四兒をも壓死せるものは、全く此惡弊の非理たるを知らざるにあらずと雖も、翻然として既往の過を悔ひ今日の非を改る事能はず、或は我輩の志を助け彼が惑を啓くことを潔しとせざるものあるに似たり。或は又他人の我説に従んと欲するものを見ては、百方造言し且つ善端を挫折せんとするもの多きに似たり。噫、是も亦俗に所謂癩人欲有朋の癩歟。

一、従前未壓死をなさざる者に對して、此事の非理たるを語れば、其説入易くして速に信從するもの多し、是れ前過の繋吝すべきなきを以てなり」

右の記述には年月、筆者名を缺いでゐるが明治維新以後に書かれたものなることは、文中に縣下といひ、或は一圓二圓などといへる言葉によつても明かである。然し慣行そのものは維新前より存せることを記した點も少くないであらう。またこれによつて如何なる場合にかかる慣行が行はれたかといふことも知り得る點が少くない。明治三十八年刊行の吳文聰氏の「戦後 人口政策」の中に高知縣下に於ける弊習惡慣の實況として記されてゐることは、大體右の「民間惡習情實」を多少判讀し易く書き改められたものの如く考へられる。

(附記) 前稿并に本稿の史料については東京山内侯爵家仙石學士、高知市、松山秀美、小關豐吉、武市佐市郎、坂本重壽諸氏 京都帝國大學農學部上田學士に負ふ所が甚だ多い。茲に記して感謝の意を表する。

17) 高知慈善協會沿革史1-3頁にも同様のことを記す